

2026 年 10 月 1 日

建設コンサルタンツ協会における C P D 制度の改定

(一社) 建設コンサルタンツ協会 資格・C P D 部会
C P D 委員会

1. 改定の背景

建設コンサルタンツ協会の CPD 制度（以下、「CPD 制度」という）は、建設コンサルタントの継続的な自己研鑽活動を支援するため 2005 年から運用してきました。しかし、建設コンサルタントの自己研鑽活動を取り巻く環境や、CPD 制度に対するニーズの変化に伴い、建設コンサルタントの資質向上を支援するため、現行の CPD 制度を改定することといたしました。

2. CPD 制度改定の基本方針

建設コンサルタントの自己研鑽活動が促進され、高い技術サービスを社会に提供し続けるため、以下の基本方針に基づき改定しました。

- (1) 建設コンサルタントに求められる素養である、問題対応力及び人間対応力^{※1}の能力向上に関する活動を自己研鑽活動として認定
- (2) 実務者である建設コンサルタントの特性を鑑み、教育形態・形態内容の変更と、幅広い学習形態での自己研鑽活動の促進
- (3) 自己研鑽活動のプロセス（内容）の重視

※1：問題対応力及び人間対応力

「建設コンサルタントビジョン 2014」の「建設コンサルタントのあるべき姿」や、建設コンサルタント本部 HP の「建設コンサルタントにもとめられる素養」で、建設コンサルタントに求められる能力を示しています。CPD 制度は、これらで求められる能力と整合性を図っています。

- ・問題対応力：企画力、発想力、構想力、情報収集力、分析力、問題発見力、課題設定力、課題解決力、判断力、業務遂行力、工程管理力 等
- ・人間対応力：コミュニケーション力、プレゼンテーション力、説得力、交渉力・調整力、合意形成力、マネジメント力、行動力、リーダーシップ力、教育・指導力 等

<https://www.jcca.or.jp/work/introduction/invitation.html>

3. 主な改定内容

- (1) 自己研鑽活動の定義
 - ・「建設コンサルタントが自らの資質・能力を主体的、継続的に向上させる活動」
- (2) 幅広い学習形態での CPD 取得促進
 - ・ファシリテータ・パネリストの活動、展示会等でのブース説明者の活動を、技術指導の教育形態で新たに追加
 - ・形態内容ごとの CPD 単位の上限値を、「上限なし」と「30pt／年間」の 2 区分に設定
 - 「上限なし」：「i . 講習会等への参加」、「ii . 論文等の発表」、「特許取得」
 - 「30pt／年間」：その他の教育形態

(3) プロセス（内容）重視

- ・資格取得・更新のための学習（講習含む）を、「1.講習会等への参加」や「15.自己学習」で認定

(4) 登録単位の上限值における「年間」の変更

- ・現行の「4月1日から翌年3月31日」の年度設定から、任意の1年間で上限値を設定

4. スケジュール

2027年4月より新たなCPD制度（CPDガイドライン 第12版）に基づく運用を開始します。
システム移行に伴い、JCCA CPDシステムは2027年4月1日～2027年4月18日の間、新規のCPD記録申請は出来ませんのでご注意ください。

ただし、上記期間中も登録済みCPD記録の確認やCPD記録登録証明書申請は可能です。

新規のCPD記録申請は、2027年4月19日9時00分から可能となります。

5. 留意点・注意事項

- ・適用されるガイドラインは、自己研鑽活動実施時点のガイドラインではなく、JCCA CPDシステム申請時点でのガイドラインが適用されます。そのため、2026年度の自己研鑽活動を2027年度に登録した場合、新制度（CPDガイドライン 第12版）のCPD単位が適用されます。また、CPD記録登録証明書において、申請対象期間に現行制度と新制度の記録が混在する場合、年間上限値は新制度（CPDガイドライン 第12版）の上限値が適用されます。
- ・CPDの登録申請は、現行と同様に実施後6カ月以内の申請が可能です。
- ・教育形態・形態内容ごとの詳細は、今後、CPD情報のホームページで公表される「CPD解説書」にてご確認ください。

添付資料

- 添付1 【新制度】教育形態・形態内容とCPD単位
- 添付2 教育形態・形態内容とCPD単位の新旧対比表
- 添付3 改定内容の概要

以 上

CPD改定内容に関する問合せ

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 CPD事務局

〒102-0075 東京都千代田区三番町1番地 KY三番町ビル8階

E - m a i l: cpd-kaitei@jcca-si.jp

教育形態・形態内容				CPD 単位	登録単位数 の上限値	登録内容等
i .講習会等への参加	1	講習会、講演会、 現場見学会等への 参加（集合、ライ ブ配信、録画配 信、eラーニング）	1-A JCCA主催・共催及び認定プログラム	1／時間	なし	・ JCCA（支部含む）が認定したプログラム
			1-B JCCA 以外の建設系CPD協議会構成団体主催・共催及び認定プログラム	1／時間		・ JCCA 以外の建設系CPD協議会構成団体が認定したプログラム
			1-C 上記1-A、1-B以外のプログラム	0.5／時間		・ JCCA及び建設系CPD協議会構成団体が認定していないプログラム ・ 受講証や修了証等のエビデンスが主催団体から発行されているプログラム（大学の公開講座等）
ii .論文等の発表	2	論文の掲載及び口 頭発表	2-A 論文口頭発表	0.4／分	なし	・ 論文を口頭発表した場合
			2-B ポスター発表	2／発表		・ 発表論文に対するポスター発表
			2-C 論文掲載（査読あり）	単独 40／編		
				連名・共著 20／編		
			2-D 論文掲載（査読なし）	単独 10／編		
	連名・共著 5／編					
	3	技術図書の執筆		1／頁	30／年間	
iii .企業内研修	4	企業内研修の受講（集合、ライブ配信、録画配信、eラーニング）		1／時間	30／年間	・ 企業が主催する研修会（集合、ライブ配信、録画）、企業が主催または指定するe-ラーニング
	5	企業内研修等の講師	5-A 講習会・研修会等の講師	2／時間	30／年間	
			5-B 論文の添削・指導	2／名		
iv .対外活動	6	技術協力・支援	6-A 講師・ファシリテーター・パネリスト（大学の派遣講師・出前講座含む）	3／時間	30／年間	・ 同一プログラムで複数回説明した場合でも登録できるのは1件のみ
			6-B ブース説明	2／件		
	7	論文等の査読（学協会が依頼）		10／編	30／年間	
	8	学協会表彰		20／件	30／年間	
	9	委員会への出席	会長・委員長 2／時間	30／年間		
			幹事・委員 1／時間			
	10	災害調査への参加		1／時間	30／年間	
11	国際会議への出席		議長・委員長 20／会議 幹事・委員 10／会議	30／年間		
v .実務経験	12	業務表彰等	12-A 発注者表彰	20／件	30／年間	
			12-B 社内表彰	10／件		
vi .技術開発	13	研究開発・技術開発		10／件	30／年間	・ 委託業務は対象外 ・ 同一開発（プロジェクト）を複数年実施する場合、1 開発（プロジェクト）で登録できるCPD単位は年間10単位
	14	特許取得		40／件	なし	・ 意匠は対象外
vii .自主活動	15	自己学習	15-A 専門誌・学会誌・専門図書購読	0.5／時間	30／年間	・ 月刊誌、季刊誌等の専門誌・学術誌 ・ 白書、論文集等の専門図書 ・ 指針・ガイドライン等の参考図書 ・ 同一書籍を複数回学習（申請）した場合、1 冊で有効となるCPD単位は年間2単位
			15-B RCCM 自主学習システム	0.5／教材		・ RCCM自主学習システムとして作成された教材
			15-C その他（エビデンスのない講座等）	0.5／件		
	16	技術資格の取得（調査・設計業務の管理技術者要件）		10／資格	30／年間	・ 技術士、RCCM、特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者、一級建築士

教育形態・形態内容とCPD単位の新旧対比表

添付2

R9.4運用（ガイドライン 第1 2 版）				現行のCPD制度（ガイドライン 第1 1 版）				主な変更箇所							
								単位	上限	内容					
i .講習会等への参加	1	講習会、講演会、 現場見学会等への参加 （集合、ライブ配信、 録画配信、eラーニン グ）	1-A JCCA主催・共催及び認定プログラム	1-A JCCA(支部含む)主催・共催及び認定プログラム						●					
			1-B JCCA 以外の建設系CPD協議会構成団体主催・共催及び認定プログラム	1-B JCCA 以外の建設系 CPD 協議会構成団体（支部・傘下組織含む）主催プログラム及び JCCA 以外の建設系CPD協議会構成団体認定プログラム						●					
			1-C 上記1-A、1-B以外のプログラム	1-C 上記1-A、1-B以外のプログラム						●					
ii .論文等の発表	2	論文の掲載及び口頭発 表	2-A 論文口頭発表	20-A JCCA 提供											
			2-B ポスター発表	20-B JCCA 以外の建設系 CPD 協議会構成団体提供											
			2-C 論文掲載（査読あり）	20-C 上記20-A、20-B以外											
			2-D 論文掲載（査読なし）	2-A 建設系CPD協議会構成団体主催（JCCA 及び各団体支部含む）											
	3	技術図書の執筆	2-B 建設系CPD協議会構成団体主催以外						●						
iii .企業内研修	4	企業内研修の受講（集合、ライブ配信、録画配信、eラーニング）	3-A 査読あり												
	5	企業内研修等の講師	3-B 査読なし												
iv .対外活動	6	技術協力・支援	5-A 講習会・研修会等の講師	4 技術図書の執筆											
			5-B 論文の添削・指導	5 企業内研修											
	7	論文等の査読（学協会が依頼）	8-A 講習会・研修会等の講師							●	●				
	8	学協会表彰	8-B 論文等の添削（企業が依頼）												
	9	委員会への出席	7 講習会等の講師								●	●	●		
	10	災害調査への参加	9 論文等の査読（学協会が依頼）									●			
	11	国際会議への出席	10 学協会表彰									●			
v .実務経験	12	業務表彰等	14 委員会への出席									●			
			17 災害調査への参加										●		
vi .技術開発	13	研究開発・技術開発	18 国際会議への参加									●	●	●	
			11 発注者表彰										●		
vii .自主活動	15	自己学習	12 社内表彰										●		
			6 研究開発・技術開発										●	●	
			13 特許取得												
	16	技術資格の取得（調査・設計業務の管理技術者要件）	15-A 学会誌購読										●	●	●
			15-C RCCM 自主学習システム											●	●
				15-A 学会誌購読								●	●	●	
				15-C RCCM 自主学習システム									●	●	●
				15-D その他									●		●
				16-A 資格取得（指定20単位資格）									●		●
				16-A 資格取得（指定10単位資格）									●		●
				16-B 更新登録									●		●
				19 社会貢献活動への参加									●		●

該当なし

該当なし

該当なし

赤文字：新規追加

赤文字：新規追加

凡例 （現行CPD制度の教育形態）			
	講習会等への参加	論文等の発表	企業内研修
	業務経験	その他	技術指導

【新制度】
改定内容の概要
（CPDガイドライン 第12版）

新制度の運用は、2027年4月から開始します。

◆例1:CPD記録登録証明書の申請対象期間:2026.4~2027.3

- ・現行の年度(4月～翌年3月)から、任意で設定した1年間とする
- ・CPD記録登録証明書の申請にあたり、申請対象期間に現行制度と新制度が混在する場合は、新制度の上限値を適用する
- ・CPD記録登録証明書の申請にあたり、申請対象期間の終了月が2027年3月以前の場合は、現行制度の上限値を適用する
- ・現行制度下で登録された記録は、新制度に基づく変更はしない

◆例1:CPD記録登録証明書の申請対象期間:2026.4~2027.3

◆例2:CPD記録登録証明書の申請対象期間:2026.6~2027.5

・現行：上限無し ・新制度：上限あり	現行のCPD制度（第11版）												【新制度】（第12版）	
	2026年度												2027年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
CPD単位	4		0.5	2	3.5	5	3	4	3.5	1.5		6	2	0.8
小計			29pt（上限なし）										2.8pt（上限30pt）	
CPD記録登録証明書への適用			30pt											

・現行：上限あり(30pt) ・新制度：項目なし(廃止)	現行のCPD制度(第11版)												【新制度】(第12版)	
	2026年度												2027年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
CPD単位							20			10	10		—	—
小計			40pt(上限30pt)										—	
CPD記録登録証明書への適用			30pt											

i 講習会等への参加

1 講習会、講演会、現場見学会等への参加(集合、ライブ配信、録画配信)

1-A JCCA主催・共催及び認定プログラム

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・当協会が認定したプログラムの受講
- ・「JCCA Web講習システム(セミナー動画配信)」にて視聴したWeb講習(自動登録)
- ・RCCM登録更新講習の講演聴講(自動登録)

CPD単位

1/時間

登録単位数の上限値

なし

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・1-A JCCA(支部含む)主催・共催及び認定プログラム
- ・20-A JCCA提供(Web講習【録画配信・eラーニング】)

改定の考え方

- ・録画配信の普及に伴い、受講形態別に分けず統合
- ・これまで対象外であったRCCM登録更新講習の講演聴講の「講話と2講演」も対象とする

留意点

- ・「JCCA Web講習システム(セミナー動画配信)」は、視聴申請時にCPD登録番号とパスワードを入力することにより自動登録される

i 講習会等への参加

1 講習会、講演会、現場見学会等への参加(集合、ライブ配信、録画配信)

1-B JCCA以外の建設系CPD協議会構成団体主催・共催及び認定プログラム

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・主催者が当協会以外の建設系CPD協議会構成団体(支部・傘下組織含む)のプログラムの受講
- ・当協会以外の建設系CPD協議会構成団体が認定したプログラムの受講
- ・受講形態:録画配信、オンデマンド配信によるWeb講習の受講、eラーニング

CPD単位

1/時間

登録単位数の上限値

なし

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・1-B JCCA 以外の建設系 CPD 協議会構成団体(支部・傘下組織含む)主催プログラム及び JCCA 以外の建設系CPD協議会構成団体認定プログラム
- ・20-B JCCA以外の建設系CPD協議会構成団体提供(Web講習【録画配信・eラーニング】)

改定の考え方

- ・録画配信の普及に伴い、受講形態別に分けず統合
- ・プロセス評価の観点から、これまで対象外としてきた資格取得や資格更新のための講習を対象とする

留意点

- ・—

i 講習会等への参加

1 講習会、講演会、現場見学会等への参加(集合、ライブ配信、録画配信)

1-C 上記1-A、1-B以外のプログラム

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・当協会を含む建設系CPD協議会構成団体(支部・傘下組織含む)が認定していないプログラム※の受講
- ・受講形態:録画配信、オンデマンド配信によるWeb講習、eラーニング

※建設コンサルタントの資質・能力向上に寄与する内容

CPD単位

0.5/時間

登録単位数の上限値

なし

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・1-C 1-A、1-B以外のプログラム
- ・20-C 20-A、20-B以外のWeb講習【録画配信・eラーニング】

改定の考え方

- ・録画配信の普及に伴い、受講形態別に分けず統合
- ・プロセス評価の観点から、これまで対象外であった資格取得や資格更新のための講習を対象とする

留意点

- ・主催者から発行されたエビデンスが必要

ii 論文等の発表

2 論文の掲載及び口頭発表

2-A 論文口頭発表

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・論文の口頭発表

CPD単位

0.4／分

登録単位数の上限値

なし

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・2 論文の口頭発表、ポスター発表
 - 2-A 建設系CPD協議会構成団体主催(JCCA及び各団体支部含む)
 - 2-B 建設系CPD協議会構成団体主催以外

改定の考え方

- ・CPD単位は、学協会主催の有無にかかわらず、発表にかかるプロセスは同等であることから、区別しない

留意点

- ・論文を口頭発表した場合に登録できる

ii 論文等の発表

2 論文の掲載及び口頭発表

2-B ポスター発表

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・発表論文のポスター発表

CPD単位

2／発表

登録単位数の上限値

なし

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・2 論文の口頭発表、ポスター発表
 - 2-A 建設系CPD協議会構成団体主催(JCCA 及び各団体支部含む)
 - 2-B 建設系CPD協議会構成団体主催以外

改定の考え方

- ・CPD単位は、学協会主催の有無にかかわらず、発表にかかるプロセスは同等であることから、区別しない

留意点

- ・発表論文に対するポスター発表が対象

ii 論文等の発表

2 論文の掲載及び口頭発表

2-C 論文掲載(査読あり)

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・査読のある論文掲載

CPD単位

単独 40／編
連名・共著 20／編

登録単位数の上限値

なし

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・3 論文発表
3-A 査読あり

改定の考え方

・－

留意点

- ・企業内の論文は、2-D 論文掲載(査読なし)に登録する
- ・査読のある論文集等への掲載を確認できるエビデンスが必要

ii 論文等の発表

2 論文の掲載及び口頭発表

2-D 論文掲載(査読なし)

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・査読のない論文掲載

CPD単位

単独 10／編
連名・共著 5／編

登録単位数の上限値

なし

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・3 論文発表
3-B 査読なし

改定の考え方

・ー

留意点

- ・企業内の論文は本形態に登録する
- ・論文集等への掲載を確認できるエビデンスが必要

ii 論文等の発表

3 技術図書の執筆

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・建設コンサルタントに役立つ技術図書を執筆した場合

CPD単位

1／頁

登録単位数の上限値

30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・4 技術図書の執筆

改定の考え方

・－

留意点

・－

iii 企業内研修

4 企業内研修の受講(集合、ライブ配信、録画配信、eラーニング)

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・勤務先※が主催する研修会
- ・勤務先※が指定したeラーニングの受講
※CPDシステムに登録している勤務先

CPD単位

1／時間

登録単位数の上限値

30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・5 企業内研修
- ・20-C 20-A、20-B以外のWeb講習【録画配信・eラーニング】

改定の考え方

- ・録画配信やeラーニングの普及に伴い、受講形態別に分けず統合

留意点

- ・以下の5項目が全て一致していることを要件とする
 - ①「CPDシステムに登録している勤務先名」
 - ②「申請画面の主催者」
 - ③「エビデンスの主催者」
 - ④「エビデンスの受講者の所属会社名」
 - ⑤「エビデンスの発行会社名および証明印」
- ・グループ企業主催の場合も、勤務先が発行したエビデンスが必要

iii 企業内研修

5 企業内研修等の講師

5-A 講習会・研修会等の講師

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・主催者が勤務先※である企業内研修での講師
- ※CPDシステムに登録している勤務先

CPD単位

2／時間

登録単位数の上限値

「5-B」と合算して 30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・8-A 講習会・研修会等の講師

改定の考え方

・－

留意点

- ・以下の5項目が全て一致していることを要件とする
 - ①「CPDシステムに登録している勤務先名」
 - ②「申請画面の主催者」
 - ③「エビデンスの主催者」
 - ④「エビデンスの講師の所属会社名」
 - ⑤「エビデンスの発行会社名および証明印」
- ・以下の活動区分(認定区分)に該当すること
 - ①技術動向
 - ②社会性
 - ③総合性
 - ④技術者倫理

iii 企業内研修

5 企業内研修等の講師

5-B 論文の添削・指導

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・勤務先※から依頼された、論文添削や模擬面接等

※CPDシステムに登録している勤務先

CPD単位

2／名

登録単位数の上限値

5-Aと合算して 30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・8-B 論文等の添削(企業が依頼)

改定の考え方

- ・単位を「時間」から指導対象「人数」に変更

留意点

- ・以下の5項目が全て一致していることを要件とする
 - ①「CPDシステムに登録している勤務先名」
 - ②「申請画面の主催者」
 - ③「エビデンスの主催者」
 - ④「エビデンスの講師の所属会社名」
 - ⑤「エビデンスの発行会社名および証明印」

iv 対外活動

6 技術協力・支援

6-A 講師・ファシリテーター・パネリスト(大学の派遣講師・出前講座含む)

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・建設コンサルタントの資質・能力向上に寄与する内容の講習会での講師
- ・建設コンサルタントの資質・能力向上に寄与する内容の講習会でのファシリテーターやパネリスト
- ・大学等での非常勤講師、出前授業の講師
- ・学協会が開催する学術講演会等の座長

CPD単位

3／時間

登録単位数の上限値

「6-B」と合算して 30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・7 講習会等の講師

改定の考え方

- ・様々な場所において聴き手に応じた発表や説明、指導をするプロセスを自己研鑽活動の対象として、立場・役割を拡大

留意点

- ・－

iv 対外活動

6 技術協力・支援

6-B ブース説明

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・建設コンサルタントの資質・能力向上に寄与する内容(プログラム)のブース説明

CPD単位

2／件

※同一プログラムで複数回説明した場合でも登録できるのは1件のみ

登録単位数の上限値

「6-A」と合算して 30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

—

改定の考え方

- ・様々な場所における、建設コンサルタントに係る様々な技術紹介や説明をするプロセスを自己研鑽活動の対象として、新規設定

留意点

- ・ブース説明とは、展示会・イベント等において来場者に対し技術内容等の説明を行う活動をいう
- ・エビデンスとして以下が必要
 - ①展示会等のイベント主催者から提供された、「展示会プログラム」、「日程表」、「リーフレット」等
 - ②勤務先※または主催者が発行した「ブース説明実施証明書」
※CPDシステムに登録している勤務先

iv 対外活動

7 論文等の査読(学協会が依頼)

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・学協会から依頼された論文査読

CPD単位

10／編

登録単位数の上限値

30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・9 論文等の査読(学協会が依頼)

改定の考え方

- ・－

留意点

- ・査読要領等に基づき、投稿原稿(論文、報告)の内容を客観的に評価したものが対象
- ・守秘義務が課されているものは、エビデンスの内容を確認できないことから対象外

iv 対外活動

8 学協会表彰

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・学協会※から表彰を受けた場合
- ※公益社団法人、一般社団法人、一般財団法人、建設系CPD協議会に属する団体等

CPD単位

20／件

登録単位数の上限値

30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・10 学協会表彰

改定の考え方

・－

留意点

- ・「12－B 社内表彰」と重複する実績の場合、いずれか1つのみを対象とする（重複申請は不可）

iv 対外活動

9 委員会への出席

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・建設コンサルタントに関する政府機関、公共機関、学協会の委員会会議に対し、委員会メンバーとしての出席

CPD単位

会長・委員長 2／時間
幹事・委員 1／時間

登録単位数の上限値

30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・14 委員会への出席

改定の考え方

・－

留意点

- ・事務局やオブザーバーでの出席、企業内の委員会・ワーキングへの出席は対象外

iv 対外活動

10 災害調査への参加

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・災害協定に基づく活動
- ・学協会からの依頼による災害調査

CPD単位

1／時間

登録単位数の上限値

30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・17 災害調査への参加

改定の考え方

・－

留意点

- ・打ち合わせ、調査結果の取り纏め等の内業は対象外

iv 対外活動

11 国際会議への出席

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・建設コンサルタントの資質・能力向上に寄与する内容の国際会議等への出席

CPD単位

議長・委員長 20／会議
幹事・委員 10／会議

登録単位数の上限値

30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・18 国際会議への参加

改定の考え方

- ・「聴講者としての参加」と区別し、出席までのプロセス(資料作成等の準備)を対象とするため「出席」に変更

留意点

- ・展示会、交流イベント等への参加は対象外
- ・事務局やオブザーバーでの出席は対象外

V 実務経験

12 業務表彰等

12-A 発注者表彰

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・業務について、発注者から表彰を受けた場合

CPD単位

20／件

登録単位数の上限値

「12-B」と合算して 30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・11 発注者表彰

改定の考え方

・－

留意点

- ・「12-B 社内表彰」と重複する実績の場合は、いずれか1つを対象とする(重複申請は不可)

V 実務経験

12 業務表彰等

12-B 社内表彰

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・技術的な実績(インフラコンサルティングサービス等)に対して社内表彰を受けた場合

CPD単位

10／件

登録単位数の上限値

「12-A」と合算して 30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・12 社内表彰

改定の考え方

・－

留意点

- ・以下の4項目が全て一致していることを要件とする
 - ①「CPDシステムに登録している勤務先名」
 - ②「申請画面の主催者」
 - ③「エビデンスの受賞者の所属会社名」
 - ④「エビデンスの表彰者及び表彰印」
- ・表彰者と整合の取れた表彰印がエビデンスに必要(社長表彰:社長印、本部長表彰:本部長印、支社長表彰:支社長印 等)
- ・業績表彰や永年勤続表彰、プロポーザル特定表彰等は対象外
- ・「8 学協会表彰」や「12-A 発注者表彰」と重複する実績の場合、いずれか1つのみを対象とする(重複申請は不可)

vi 技術開発

13 研究開発・技術開発

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・大学、研究機関(企業を含む)における研究開発・技術開発のメンバーとしての参画

CPD単位

10／件

- ※同一開発(プロジェクト)を複数年実施する場合、1開発(プロジェクト)で登録できるCPD単位は年間10単位

登録単位数の上限値

30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・6 研究開発・技術開発

改定の考え方

- ・過程の時間評価が困難であることから、単位を「件数」に変更

留意点

- ・委託業務は対象外

vi 技術開発

14 特許取得

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・発明者(申請者)が特許を取得した場合

CPD単位

40／件

登録単位数の上限値

なし

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・13 特許取得

改定の考え方

- ・—

留意点

- ・「意匠」は対象外

vii 自主活動

15 自己学習

15-A 専門誌・学会誌・専門図書購読

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・建設コンサルタントに係る学協会誌、学術専門誌、技術刊行物、技術図書、文献等による学習

CPD単位

0.5／時間

- ※同一書籍を複数回学習(申請)した場合、1冊で有効となるCPD単位は年間2単位

登録単位数の上限値

「15-B」、「15-C」と合算して
30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・15-A 学協会誌購読

改定の考え方

- ・プロセス評価の観点から、資格取得のための学習も対象とする

留意点

- ・自己学習による知見を具体的に記したものに限る

vii 自主活動

15 自己学習

15-B RCCM 自主学習システム

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・当協会RCCM資格制度事務局が提供するRCCM登録更新講習の自主学習システムによる学習(自動登録)

CPD単位

0.5／教材

登録単位数の上限値

「15-A」、「15-C」と合算して
30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・15-C RCCM 自主学習システム

改定の考え方

- ・単位を「時間」から「教材」へ変更
- ・プロセス評価の観点から、これまで対象外としてきた「管理一般分野」と「専門技術分野」の合格部門も対象とする

留意点

- ・－

vii 自主活動

15 自己学習

15－C その他(エビデンスのない講座等)

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・エビデンスのない講座等

CPD単位

0.5／件

登録単位数の上限値

「15－A」、「15－B」と合算して
30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・15－D その他

改定の考え方

- ・これまで対象外としてきた「エビデンスのないプログラム」を対象とする
- ・単位を「時間」から「件」へ変更

留意点

- ・自己学習による知見を具体的に記したものに限る

vii 自主活動

16 技術資格の取得(調査・設計業務の管理技術者要件)

第12版の改定内容

登録できる記録

- ・調査・設計業務における管理技術者要件となる以下の資格に合格した場合

技術士

RCCM

特別上級土木技術者

上級土木技術者

1級土木技術者

一級建築士

CPD単位

10／資格

登録単位数の上限値

30／年間

改定の考え方と留意点

第11版において対応する形態

- ・16－A 資格取得(指定20単位資格)

改定の考え方

- ・調査・設計業務の管理技術者要件となる技術士、RCCM、特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者、一級建築士に合格した場合を対象とする
- ・その他の資格は対象外

留意点

- ・本教育形態での登録できる資格以外の資格についても、資格取得のための学習は、「ⅰ.講習会等への参加」や「15.自己学習」にて申請可能